

江戸川区情報公開条例第7条第5項「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、」の削除を求める陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第28号

受理年月日 平成27年10月13日

付託年月日 平成27年10月27日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区議会委員会が実施している都市視察について、江戸川区議会では慣例として協議会で話し合いを行っています。先日、この部分の情報公開を求めたところ、江戸川区情報公開条例第7条第5項によって、不開示決定がなされました。

江戸川区議会委員会には江戸川区議会委員会条例第16条の規定により、議会運営委員会が非公開となっておりますが、その他に議会運営委員会によって設置された小委員会も非公開となっております。こちらは、もともと非公開の議会運営委員会の小委員会であるため、一定の理解はできるのですが、都市視察に関する協議会は江戸川区議会委員会条例第16条の規定により公開が決められている委員会の休憩中に開催されているもので、議会運営委員会の小委員会とは異なります。このような会議の内容まで非公開としてしまう運用を制限するため、江戸川区情報公開条例第7条第5項の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、」の箇所の削除を求めます。

つきましては、貴議会において、江戸川区議会の情報公開が一層進みますよう、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 江戸川区情報公開条例第7条第5項「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、」を削除すること。
- 2 都市視察の協議会を各常任委員会で小委員会として位置付けること。